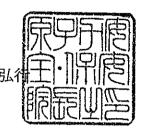
経済産業省

平成 23:11:16 原院第 1 号

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年12月22日

経済産業省原子力安全・保安院長 深野



一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第1号)、液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第2号)、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第3号)、冷凍保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第4号)及び特定設備検査規則の機能性基準の運用について(平成13・12・27原院第5号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附則

この規程は、平成23年12月22日から施行する。

- 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)
- ○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第1号)

改正後

現

7. 耐圧試験及び気密試験

規則関係条項 (略)

高圧ガス設備、貯蔵設備等及び導管の耐圧試験及び気密試験は、次の各号の基準によるものとする。

- 1. 耐圧試験
- $1.1 \sim 1.9$ (略)
- 1.10 耐圧試験において、第6条第1項第17号に規定する耐震設計構造物に、通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガス(以下「水等」という。)を満たそうとするときは、仮に当該耐震設計構造物が倒壊したとしても、当該耐震設計構造物付近の配管、設備等が破損し、その結果として可燃性ガス、酸素及び毒性ガスの漏えいが発生しないよう当該耐震設計構造物の倒壊により破損する可能性のある配管、設備等を保護し、又はそれらの配管、設備等とその他の部分とを確実に遮断(縁切り)して可燃性ガス等を除去(ガスパージ)する等の措置を行うとともに、水等を満たしている期間は、必要最小限のものとすること。ただし、当該耐震設計構造物が水等を満たした状態であっても、第6条第1項第17号に定める技術上の基準を満たすことについて、試験を受けようとする者が行った計算等により確認できるものにあってはこの限りではない。この場合、当該耐震設計構造物の重要度は、通常の運転状態における高圧ガスに係る耐震設計構造物の重要度とする。

7. 耐圧試験及び気密試験

規則関係条項

(略)

高圧ガス設備、貯蔵設備等及び導管の耐圧試験及び気密試験は、次の各号の基準によるものとする。

行

- 1. 耐圧試験
- $1.1 \sim 1.9$ (略)

(新規)

2. 気密試験

- $2.1 \sim 2.7$ (略)
- 2.8 気密試験において、第6条第1項第17号に規定する耐震設計構造物 に、通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える気体を満たそう とするときは、1.10によること。
- 50. 設備の修理又は清掃

規則関係条項 (略)

ガス設備又は消費設備(以下「ガス設備等」という。)の修理又は清掃(以下「修理等」という。)及びその後の製造は、次の各号の基準により行うものとする。

- 1. ~5. (略)
- 6. 修理等のため、第6条第1項第17号に規定する耐震設計構造物に、水 等を満たそうとするときは、本基準7.の1.10によること。この場合にお いて、本基準7.の1.10中「試験を受けようとする者」とあるのは、「修理 等を行おうとする者」と読み替えるものとする。

 $2.1 \sim 2.7$ (略)

(新規)

50. 設備の修理又は清掃

規則関係条項 (略)

ガス設備又は消費設備(以下「ガス設備等」という。)の修理又は清掃(以下「修理等」という。)及びその後の製造は、次の各号の基準により行うものとする。

1. ~5. (略)

改正後

15. 耐圧試験及び気密試験

規則関係条項 (略)

高圧ガス設備、貯蔵設備等及び導管の耐圧試験及び気密試験は、次の各号の基準によるものとする。

- 1. 耐圧試験
- $1.1 \sim 1.9$ (略)
- 1.10 耐圧試験において、第6条第1項第20号に規定する耐震設計構造物に、通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガス(以下「水等」という。)を満たそうとするときは、仮に当該耐震設計構造物が倒壊したとしても、当該耐震設計構造物付近の配管、設備等が破損し、その結果として可燃性ガス、酸素及び毒性ガスの漏えいが発生しないよう当該耐震設計構造物の倒壊により破損する可能性のある配管、設備等を保護し、又はそれらの配管、設備等とその他の部分とを確実に遮断(縁切り)して可燃性ガス等を除去(ガスパージ)する等の措置を行うとともに、水等を満たしている期間は、必要最小限のものとすること。ただし、当該耐震設計構造物が水等を満たした状態で、第6条第1項第20号に定める技術上の基準を満たすことについて、試験を受けようとする者が行った計算等により確認できるものにあってはこの限りではない。この場合、当該耐震設計構造物の重要度は、通常の運転状態における高圧ガスに係る耐震設計構造物の重要度とする。
- 2. 気密試験
- 2.1 ~2.7 (略)
- 2.8 気密試験において、第6条第1項第20号に規定する耐震設計構造物

見 行

15. 耐圧試験及び気密試験

規則関係条項

(略)

高圧ガス設備、貯蔵設備等及び導管の耐圧試験及び気密試験は、次の各号の基準によるものとする。

- 1. 耐圧試験
- $1.1 \sim 1.9$ (略)

(新設)

- 2. 気密試験
- 2.1 ~2.7 (略)

<u>に、通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える気体を満たそう</u> とするときは、1.10によること。

38. 設備の修理又は清掃

規則関係条項 (略)

ガス設備又は消費設備(以下「ガス設備等」という。)の修理又は清掃(以下「修理等」という。)及びその後の製造は、次の各号の基準により行うものとする。

- 1. ~6. (略)
- 7. 修理等のため、第6条第1項第20号に規定する耐震設計構造物に、水 等を満たそうとするときは、本基準15.の1.10によること。この場合にお いて、本基準15.の1.10中「試験を受けようとする者」とあるのは、「修理 等を行おうとする者」と読み替えるものとする。

38. 設備の修理又は清掃

規則関係条項 (略)

ガス設備又は消費設備(以下「ガス設備等」という。)の修理又は清掃(以下「修理等」という。)及びその後の製造は、次の各号の基準により行うものとする。

1. ~6. (略) (新規)

改正後

4. 耐圧試験及び気密試験

規則関係条項 (略)

高圧ガス設備及び導管の耐圧試験及び気密試験は、次の各号の基準による ものとする。

- 1. 耐圧試験
- $1.1 \sim 1.9$ (略)
- 1.10 耐圧試験において、第5条第1項第24号に規定する耐震設計構造物に、通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガス(以下「水等」という。)を満たそうとするときは、仮に当該耐震設計構造物が倒壊したとしても、当該耐震設計構造物付近の配管、設備等が破損し、その結果として可燃性ガス、酸素及び毒性ガスの漏えいが発生しないよう当該耐震設計構造物の倒壊により破損する可能性のある配管、設備等を保護し、又はそれらの配管、設備等とその他の部分とを確実に遮断(縁切り)して可燃性ガス等を除去(ガスパージ)する等の措置を行うとともに、水等を満たしている期間は、必要最小限のものとすること。ただし、当該耐震設計構造物が水等を満たした状態で、第5条第1項第24号に定める技術上の基準を満たすことについて、試験を受けようとする者が行った計算等により確認できるものにあってはこの限りではない。この場合、当該耐震設計構造物の重要度は、通常の運転状態における高圧ガスに係る耐震設計構造物の重要度とする。
- 2. 気密試験
- $2.1 \sim 2.7$ (略)

4. 耐圧試験及び気密試験

規則関係条項

(略)

高圧ガス設備及び導管の耐圧試験及び気密試験は、次の各号の基準による ものとする。

現

行

- 1. 耐圧試験
 - $1.1 \sim 1.9$ (略)

- 2. 気密試験
- 2.1 ~2.7 (略)

2.8 気密試験において、第5条第1項第24号に規定する耐震設計構造物 に、通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える気体を満たそう とするときは、1.10によること。

58. 設備の修理又は清掃

規則関係条項 (略)

ガス設備の修理又は清掃(以下「修理等」という。)及びその後の製造は、次の各号の基準により行うものとする。

- 1. ~5. (略)
- 6. 修理等のため、第 5 条第 1 項第 24 号に規定する耐震設計構造物に、水 等を満たそうとするときは、本基準 4. の 1. 10 によること。この場合にお いて、本基準 4. の 1. 10 中「試験を受けようとする者」とあるのは、「修理 等を行おうとする者」と読み替えるものとする。

(新規)

58. 設備の修理又は清掃

(略)

規則関係条項

ガス設備の修理又は清掃(以下「修理等」という。)及びその後の製造は、次の各号の基準により行うものとする。

1. \sim 5. (略)

○冷凍保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第4号)

改正後 現 行 5. 耐圧試験 5. 耐圧試験 規則関係条項 (略) 規則関係条項 (略) 冷媒設備の配管以外の部分について行う耐圧試験は、次の各号による。 冷媒設備の配管以外の部分について行う耐圧試験は、次の各号による。 $(1) \sim (5)$ $(1) \sim (5)$ (新規) (6) 耐圧試験において、第7条第1項第5号に規定する耐震設計構造物に、 通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性 ガス(以下「水等」という。)を満たそうとするときは、仮に当該耐震設 計構造物が倒壊したとしても、当該耐震設計構造物付近の配管、設備等が 破損し、その結果として可燃性ガス、酸素及び毒性ガスの漏えいが発生し ないよう当該耐震設計構造物の倒壊により破損する可能性のある配管、設 備等を保護し、又はそれらの配管、設備等とその他の部分とを確実に遮断 (縁切り)して可燃性ガス等を除去(ガスパージ)する等の措置を行うと ともに、水等を満たしている期間は、必要最小限のものとすること。ただ し、当該耐震設計構造物が水等を満たした状態でも、第7条第1項第5 号に定める技術上の基準を満たすことについて、試験を受けようとする者 が行った計算等により確認できるものにあってはこの限りではない。この 場合、当該耐震設計構造物の重要度は、通常の運転状態における高圧ガス に係る耐震設計構造物の重要度とする。 6. 気密試験 6. 気密試験 規則関係条項 (略) 規則関係条項 (略)

気密試験 (5. 耐圧試験の(1) ただし書の耐圧試験を気体によって行ったものを除く。) は、次の各号による。

 $(1) \sim (6)$

- (7) 気密試験のため、第7条第1項第5号に規定する耐震設計構造物に、 通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える気体を満たそうとする ときは、本基準5.の(6)によること。
- 16. 設備の修理又は清掃

規則関係条項 (略)

冷媒設備の修理又は清掃(以下「修理等」という。)及びその後の製造は、 次の各号の基準により行うものとする。

16.1 ~16.4 (略)

16.5 修理等のため、第7条第1項第5号に規定する耐震設計構造物に、水等 を満たそうとするときは、本基準5.の(6)によること。この場合において、 本基準5.の(6)中「試験を受けようとする者」とあるのは、「修理等を行おう とする者」と読み替えるものとする。 気密試験 (5. 耐圧試験の(1)ただし書の耐圧試験を気体によって行ったものを除く。) は、次の各号による。

 $(1) \sim (6)$

(新規)

16. 設備の修理又は清掃

規則関係条項 (略)

冷媒設備の修理又は清掃(以下「修理等」という。)及びその後の製造は、 次の各号の基準により行うものとする。

16.1 ~16.4 (略)

改正後	現 行
別添1 特定設備の技術基準の解釈	別添1 特定設備の技術基準の解釈
加松	加松I 付足改備の投票等の解析
(構造の検査方法)	(構造の検査方法)
第74条 構造の検査方法は、次に掲げる検査方法による。	第74条 構造の検査方法は、次に掲げる検査方法による。
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)
(5) 耐圧試験及び気密試験において、耐震設計設備に、通常の運転状態にお	(新規)
ける高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガス(以下「水等」と	
いう。)を満たそうとするときは、仮に当該耐震設計設備が倒壊したとし	
ても、当該耐震設計設備付近の配管、設備等が破損し、その結果として可	
燃性ガス、酸素及び毒性ガスの漏えいが発生しないよう当該耐震設計設備	
<u>の倒壊により破損する可能性のある配管、設備等を保護し、又はそれらの</u>	
配管、設備等とその他の部分とを確実に遮断(縁切り)して可燃性ガス等	
を除去(ガスパージ)する等の措置を行うとともに、水等を満たしている	
期間は、必要最小限のものとすること。ただし、当該耐震設計設備が水等	
を満たした状態で、第48条の基準を満たすことについて、検査を受けよ	
うとする者が行った計算等により確認できるものにあってはこの限りで	
はない。この場合、当該耐震設計設備の重要度は、通常の運転状態におけ	
る高圧ガスに係る耐震設計設備の重要度とする。	
2 (略)	2 (略)
別添2 平底円筒形貯槽の技術基準の解釈	別添2 平底円筒形貯槽の技術基準の解釈
(構造の検査方法)	(構造の検査方法)
第74条 構造の検査方法は、次に掲げる検査方法による。	第74条 構造の検査方法は、次に掲げる検査方法による。

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 耐圧試験及び気密試験において、耐震設計設備に、通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガス(以下「水等」という。)を満たそうとするときは、仮に当該耐震設計設備が倒壊したとしても、当該耐震設計設備付近の配管、設備等が破損し、その結果として可燃性ガス、酸素及び毒性ガスの漏えいが発生しないよう当該耐震設計設備の倒壊により破損する可能性のある配管、設備等を保護し、又はそれらの配管、設備等とその他の部分とを確実に遮断(縁切り)して可燃性ガス等を除去(ガスパージ)する等の措置を行うとともに、水等を満たしている期間は、必要最小限のものとすること。ただし、当該耐震設計設備が水等を満たした状態で、第49条の基準を満たすことについて、検査を受けようとする者が行った計算等により確認できるものにあってはこの限りではない。この場合、当該耐震設計設備物の重要度は、通常の運転状態における高圧ガスに係る耐震設計設備の重要度とする。

別添7 第二種特定設備の技術基準の解釈

(構造の検査方法)

- 第74条 構造の検査方法は、次に掲げる検査方法による。
- (1) ~ (3) (略)
- (4) 耐圧試験において、耐震設計設備に、通常の運転状態における高圧ガス の重量を超える水等の液体又は不活性ガス(以下「水等」という。)を満 たそうとするときは、仮に当該耐震設計設備が倒壊したとしても、当該耐 震設計設備付近の配管、設備等が破損し、その結果として可燃性ガス、酸 素及び毒性ガスの漏えいが発生しないよう当該耐震設計設備の倒壊によ り破損する可能性のある配管、設備等を保護し、又はそれらの配管、設備

(1) ~ (3) (略)

(新規)

別添7 第二種特定設備の技術基準の解釈

(構造の検査方法)

第74条 構造の検査方法は、次に掲げる検査方法による。

 $(1) \sim (3)$ (略)

等とその他の部分とを確実に遮断(縁切り)して可燃性ガス等を除去(ガスパージ)する等の措置を行うとともに、水等を満たしている期間は、必要最小限のものとすること。ただし、当該耐震設計設備が水等を満たした状態で、第48条に定める技術上の基準を満たすことについて、検査を受けようとする者が行った計算等により確認できるものにあってはこの限りではない。この場合、当該耐震設計設備物の重要度は、通常の運転状態における高圧ガスに係る耐震設計設備の重要度とする。

2 (略)

2 (略)